

災害事例

過負荷運転による 移動式クレーンが転倒

職 種 建設業

工事の概要 カルバート式道路建設工事
(高さ6.3m幅10.8m長さ200m)

被災者 なし

※災害発生状況

1. ボックスカルバートのコンクリート打設用壁型枠部材(シャタリング)をつり上げ90度旋回し、所定の位置に降すためジブを下げる途中、過負荷警報装置が鳴り出したのでスイッチを切ると同時に過負荷防止装置が作動しないようコンピューターのスイッチを「切り」の状態を保つようにするため手製の金具を使用してジブを再び下げた。

2. 11時10分頃、巻下げの合図によりシャタリングの巻下げを開始したところ、前方アウトリガが浮いたのが感じられたので転倒するのを回避しようと急いで巻下げた時、当該移動式クレーンが後方アウトリガを支点として完全に倒立した形に転倒し、第二ジブ、第三ジブ及び第四ジブが折損し

た。幸い運転者は負傷しなかった。

3. 災害発生時まで当該移動式クレーンを使用してシャタリングのつり上げ作業を3回行っているが、1回目の時点から既に過負荷状態で作業をしていた。この事は同僚には話しをしているが、会社及び元請には連絡していなかった。

4. 移動式クレーンの種類、能力等

①クレーンの種類 トラッククレーン

②クレーンの型式 NK-450B

③つり上げ荷重 45トン

④災害発生時のジブの長さ 40m

⑤災害発生時のジブ傾斜角

52.6度(定格荷重1.8トン)

⑥つり上げた荷重量 約4トン

※災害発生原因

1. 過負荷警報装置が作動したのに無視して作業した。

2. 過負荷防止装置が作動しないよう予め専用の金具を作成しており、災害発生時もその金具を使用し過負荷状態で作業した。

3. 工事施工計画書作成時に作業内容を考慮した移動式クレーンの種類及び能力を選定していなかった。

※防止対策

1. 移動式クレーンの安全装置について常時有効に作動するようにして運転すること。

2. 工事施工計画書を作成する段階で作業の内容、つり荷の重量を十分考慮して移動式クレーンを選定すること。

3. 現場の安全管理体制を強化するとともに運転者に対し安全作業のための教育を徹底すること。

